

(様式 2)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 4 年度 |
| 計画主体 | 御前崎市 |

御前崎市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 静岡県御前崎市 農林水産課
所在地 静岡県御前崎市池新田 5585 番地
電話番号 0537-85-1125
FAX番号 0537-85-1156
メールアドレス nosui@city.omaezaki.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|----------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ハクビシン、カラス |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 静岡県御前崎市 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|-------|-------|--------|---------|
| | 品目 | 面積 (a) | 金額 (千円) |
| イノシシ | 水稲 | 11.5 | 60 |
| | 果樹 | — | — |
| | 野菜 | — | — |
| | いも類 | — | — |
| | その他 | — | — |
| ハクビシン | 水稲 | — | — |
| | 果樹 | — | — |
| | 野菜 | — | — |
| | いも類 | — | — |
| | その他 | — | — |
| カラス | 水稲 | — | — |
| | 果樹 | — | — |
| | 野菜 | — | — |
| | いも類 | — | — |
| | その他 | — | — |
| 合計 | 水稲 | 11.5 | 60 |
| | 果樹 | — | — |
| | 野菜 | — | — |
| | いも類 | — | — |
| | その他 | — | — |

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <p>①イノシシ イノシシによる被害は、年間通じて発生している。被害作物は令和4年度には水稲のみの報告に留まったがそれ以前には、果樹、野菜、いも類、茶等、多岐にわたっている。被害区域は市内全域である。</p> <p>②ハクビシン ハクビシンによる被害は、令和4年度には見られなかったものの、それ以前には年間通じて発生していた。被害作物は主として、野菜であり、被害区域は市内全域にであった。</p> |
|--|

③カラス

カラスによる被害は、令和4年度には見られなかったものの、それ以前には年間通じて発生していた。被害作物は主として、野菜であり、被害区域は市内全域にであった。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和4年度） | | 目標値（令和7年度） | |
|-------|------------|-------|------------|-------|
| イノシシ | 被害面積 | 11.5a | 被害面積 | 10.4a |
| | 被害金額 | 60千円 | 被害金額 | 50千円 |
| ハクビシン | 被害面積 | — | 被害面積 | — |
| | 被害金額 | — | 被害金額 | — |
| カラス | 被害面積 | — | 被害面積 | — |
| | 被害金額 | — | 被害金額 | — |
| 合計 | 被害面積 | 11.5a | 被害面積 | 10.4a |
| | 被害金額 | 60千円 | 被害金額 | 50千円 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・小笠猟友会御前崎分会に被害防止目的の捕獲事業を委託している。 ・緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲活動経費の補助をしている。 ・狩猟免許を所有している者に限り、希望により御前崎市有害鳥獣被害防止対策協議会の備品である箱わな及びくくりわなを貸し出している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員の高齢化により、捕獲体制の維持が困難となることが考えられる。 ・被害地域が市内全域に及ぶため、効率的な捕獲体制の確立が必要である。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害報告があった際に、農業者へ防護柵等の設置について助言を行っている。 ・電気柵の購入に対する助成を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の防護柵設置等に関する知識を向上させるため、研修等を通じ知識を蓄積する必要がある。 ・防護柵等の設置費用や労力の負担が大きい。 ・防護柵等設置後の管理指導が必要である。 |

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>生息環境管理その他の取組</p> | <p>・有害鳥獣による農作物被害の相談内容を取りまとめ、実態把握に努めた。</p> | <p>・農作物被害による営農意欲の低下や担い手不足により耕作放棄地の増加が見られている。</p> <p>・耕作放棄地の解消や野生鳥獣を呼び寄せる恐れのある収穫残渣や放任果樹の処理を徹底する必要がある。</p> |
|---------------------|---|--|

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <p>(1) 関係機関と連携した対策。 農作物被害を軽減するために農業協同組合等と連携し、効果的な対策方法を広く周知していく。</p> <p>(2) 電気柵等設置周辺住民への安全性の理解を促進。 電気柵等の設置に対して、近隣住民が不安を感じないように、正しい知識について、広報誌等を活用して周知していく。</p> <p>(3) 正確な情報収集と周知。 市民等からの鳥獣による被害や目撃情報について、小笠猟友会御前崎分会等の有識団体の協力を得て、正確な状況把握に努め、必要に応じて情報を周知していく。</p> <p>(4) わな免許取得者の増加を図る。 小笠猟友会御前崎分会や農業協同組合と協力し、銃免許のみを所持する若い世代の猟友会員や農業者を中心に、わな免許取得を推進する。</p> <p>(5) 被害軽減目標値を現状値から1割減とする。 野生鳥獣による被害は、イノシシによる水稻、ハクビシン及びカラスによる野菜の被害が発生している。被害防除や捕獲等の対策を実施することで被害の1割減を目標とする。</p> <p>(6) 野生鳥獣を寄せ付けない環境づくり 野生鳥獣を呼び寄せるおそれのある収穫残渣や放任果樹の除去、耕作放棄地の適切な管理について指導を行う。</p> <p>(7) 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲活動経費の補助をする。また、推進事業を活用して箱わな、くくりわな等を導入し、被害防止目的捕獲許可者へ貸与することで捕獲数の増加を図る。</p> <p>(8) 多面的機能支払交付金の活用 獣害防止柵の設置、点検、修繕に多面的機能支払交付金が活用可能なことを周知し、農作物被害の軽減を目指す。</p> <p>(9) 防除柵による防除の強化 市単独補助制度である鳥獣被害防止電気柵購入費補助を周知し、市内における防除箇所の増加を促し、農作物被害の軽減を目指す。</p> |
|---|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農業者からの農作物被害相談に対して、効果的な被害軽減を勘案し、必要に応じて小笠猟友会御前崎分会に有害鳥獣捕獲業務を委託する。
隣接市をまたぐ等の広域における対応が必要な場合は、隣接市との連携を図る。また、被害の増加により現状での対応が困難な場合は、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|----------------------|--|
| 令和5年度 | イノシシ ハクビシン カラス | 地域住民、関係団体からの目撃、被害情報を集約し、より効果的な捕獲が行えるよう小笠猟友会御前崎分会と連携し、有害鳥獣捕獲を委託する。 なお、獣類については、箱わな及びくくりわなを主体とした捕獲。鳥類については、銃を主体とした捕獲を行う。 |
| 令和6年度 | イノシシ ハクビシン カラス | 同上 |
| 令和7年度 | イノシシ ハクビシン カラス | 同上 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。

令和4年度から有害鳥獣捕獲を効率的に実施できるよう小笠猟友会御前崎分会に委託している。

イノシシの捕獲については、令和2年度は49頭、令和3年度は24頭、令和4年度では30頭と年により変動があるものの、目撃情報等をから勘案すると生息数が減少しているとは言えないため、捕獲計画数を100頭とした。

ハクビシンの捕獲については、令和2年度が2a、18千円の被害、令和3年度が2a、15千円の被害、令和4年度は被害報告がないものの、目撃情報は寄せられる。また、予察捕獲により被害が抑えられていると考えられるため、捕獲計画数は30頭とした。

カラスの捕獲についても、令和2年度が4a、27千円の被害、令和3年度が4a、25千円の被害、令和4年度は被害報告がなく、捕獲数が減少傾向

向ではあるものの目撃情報は寄せられるため、捕獲計画数は50羽とした。

過去3年間の被害面積、被害金額

| 対象鳥獣 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| イノシシ | 被害面積 19a 被害金額 381 千円 | 被害面積 11a 被害金額 200 千円 | 被害面積 11.5a 被害金額 60 千円 |
| ハクビシン | 被害面積 2a 被害金額 18 千円 | 被害面積 2a 被害金額 15 千円 | 被害面積 — 被害金額 — |
| カラス | 被害面積 4a 被害金額 27 千円 | 被害面積 4a 被害金額 25 千円 | 被害面積 — 被害金額 — |

過去3年間の捕獲数（頭、羽）

| 対象鳥獣 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| イノシシ | 49 | 24 | 30 |
| ハクビシン | 12 | 2 | 4 |
| カラス | 43 | 10 | 31 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 100 | 100 | 100 |
| ハクビシン | 30 | 30 | 30 |
| カラス | 50 | 50 | 50 |

捕獲等の取組内容

年間を通して被害や目撃情報のあるイノシシ、ハクビシンについては、小笠猟友会御前崎分会と連携して、被害防止目的の捕獲を行う。また、カラスについては、被害状況を鑑みて、必要に応じて捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|-------|--|
| 御前崎市内 | 県知事許可種以外権限移譲済。 予察捕獲にあつては、イノシシ、ハクビシン アナグマのみ権限移譲済。 |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|----------------------|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ ハクビシン カラス | 市単独事業にて、電気柵の購入費用に対して補助金を交付する。(補助対象経費の3分の1以内とし、1万円を限度額とする。 | 市単独事業にて、電気柵の購入費用に対して補助金を交付する。(補助対象経費の3分の1以内とし、1万円を限度額とする。 | 市単独事業にて、電気柵の購入費用に対して補助金を交付する。(補助対象経費の3分の1以内とし、1万円を限度額とする。 |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|----------------------|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ ハクビシン カラス | 侵入防止柵設置後の見回りや柵の補修、周囲の下草刈り等、防除効果を高めるために必要な維持管理の周知、指導を行う。 | 侵入防止柵設置後の見回りや柵の補修、周囲の下草刈り等、防除効果を高めるために必要な維持管理の周知、指導を行う。 | 侵入防止柵設置後の見回りや柵の補修、周囲の下草刈り等、防除効果を高めるために必要な維持管理の周知、指導を行う。 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

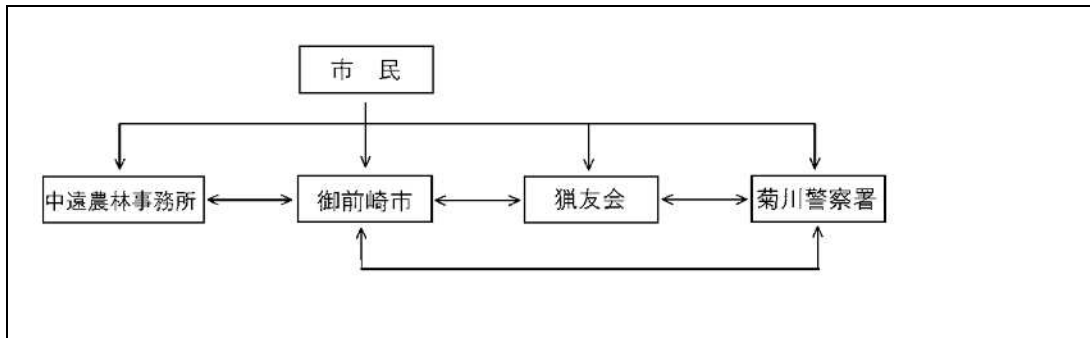
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|----------------------|---|
| 令和5年度 | イノシシ ハクビシン カラス | 関係機関と連携した被害状況調査を行い、実態を把握する。また、情報を活用した対策案の周知、収穫残渣等を放置しない啓発活動を行う。 |
| 令和6年度 | イノシシ ハクビシン カラス | 令和5年度と同様。 |
| 令和7年度 | イノシシ ハクビシン カラス | 令和5年度と同様。 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-------------|--------------------|
| 御前崎市役所農林水産課 | 被害防止目的の捕獲の許可 |
| 静岡県中遠農林事務所 | 有害鳥獣に関する助言、指導 |
| 小笠猟友会御前崎分会 | 被害防止目的捕獲の実施 |
| 菊川警察署生活安全課 | 有害鳥獣に関する情報提供、助言、指導 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の鳥獣の処理は埋設又は焼却を基本とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|---|
| 食品 | 食肉として安定的に供給できる程の量はなく、その中でも利活用できる個体が限られており、現状では猟友会員が自家消費するのみである。 |
| ペットフード | 現状では、取り組む予定はない。 |
| 皮革 | 現状では、取り組む予定はない。 |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | 現状では、取り組む予定はない。 |

(2) 処理加工施設の取組

現状では、処理加工施設の整備予定はない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

自家消費に積極的な猟友会員を中心に各関係機関が主催する研修会等の案内を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 御前崎市鳥獣被害防止対策協議会 |
|-------------|------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 御前崎市 | 事務局及び協議会に関する全般的な管理及び調整 |
| 静岡県中遠農林事務所 | 有害鳥獣に関する助言、指導 |
| 遠州夢咲農業協同組合 | 有害鳥獣に関する情報提供、助言、指導 |
| ハイナン農業協同組合 | 有害鳥獣に関する情報提供、助言、指導 |
| 小笠猟友会御前崎分会 | 被害防止目的捕獲の実施 |
| 御前崎市鳥獣保護管理員 | 鳥獣保護に関する助言、指導 |
| 御前崎市農業委員会 | 被害状況等の情報提供及び対策への協力 |
| 自治会 | 有害鳥獣に関する情報提供 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------|-------------------|
| 菊川警察署 | 狩猟等に関する助言、指導、情報提供 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現時点では、小笠猟友会御前崎分会による有害鳥獣捕獲業務委託及び侵入防止柵設置の促進に取り組み、農作物被害が減少傾向にある。
このため、実施隊の設置については農作物被害の増加等により必要に応じて設置を検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者のわな免許取得推進のための広報を行うなど、捕獲従事者を増やし、被害の抑制及び拡大を防止する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止目的捕獲を実施する場合は、事前にその旨を市民に広く周知し、市民の生命や身体に対する危害の発生防止に努める。また、食品としての利用等に係る人材育成について、国及び静岡県等の取組内容を参考に必要に応じ実施する。